

「お金の寺子屋」確認テスト①

＜正誤問題＞

- ① 【 】 社会保険労務士の資格を有しないFPは、顧客の相談に応じ、公的年金の受給見込み額を計算する事ができない。
- ② 【 】 弁護士や司法書士の資格を有しないFPは、任意後見契約を締結して任意後見人になる事ができる。
- ③ 【 】 フラット35の金利は、融資実行時点の金利が適用され、金融機関ごとに異なる。
- ④ 【 】 日本学生支援機構の奨学金は、返還が困難となった場合、一定の要件のもと、毎月の返還額の減額や返還の猶予を申し出ることができる。
- ⑤ 【 】 健康保険の出産手当金は、被保険者またはその配偶者が出産した場合、1児につき50万円（産科医療補償制度に加入している医療機関の場合）が支給される制度である。
- ⑥ 【 】 健康保険の任意継続被保険者の保険料は、労使折半で負担する。
- ⑦ 【 】 健康保険や国民健康保険の被保険者は、75歳になると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。
- ⑧ 【 】 公的介護保険の被保険者は、45歳以上65歳未満の第2号被保険者と、65歳以上の第1号被保険者に区分される。
- ⑨ 【 】 同一月内において、公的介護保険の被保険者が支払った介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その上限額を超えた額が高額介護サービス費として支給される。
- ⑩ 【 】 要介護認定を受けた公的介護保険の被保険者の介護サービス計画（ケアプラン）は、被保険者本人は作成することができない。

<計算問題>

①

以下の資料に基づき、可処分所得の額を計算してください。

<資料>

給与収入：700万円（給与所得520万円）

所得税・住民税：60万円

社会保険料：100万円

生命保険料：15万円

住宅ローン返済額（元本部分）：40万円

住宅ローン返済額（金利部分）：60万円

②

下記は、東条家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる金額を求めて下さい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

＜東条家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年	
西暦（年）		2022	2023	2024	2025	2026	
家族・ 年齢	東条 慎也	本人	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳
	理子	妻	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳
	玉恵	長女	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	良昭	長男	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
ライフイベント		ライフ 変動率			住宅購入	理子 復職	玉恵 小学校入学
収入	給与収入（夫）	1%	540			（ア）	
	給与収入（妻）	—	0	0	0	240	240
	収入合計	—	540	545			
支出	基本生活費	2%	250				
	住居費	—	156	156	120	120	120
	教育費	—	0	0	0	40	50
	保険料	—	38	38	38	38	38
	一時的支出	—			700		
	その他支出	1%	23	23	23	24	24
	支出合計	—		484			
年間収支		—	31	（イ）			298
金融資産残高		1%	1,000			813	（ウ）

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2022年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄にしてある。

③

以下の資料に基づき、東条家（慎也さんと和葉さん）の個人バランスシートの純資産の額を計算してください。

<資料：東条家（慎也さんと和葉さん）の財産の状況>

[資料1：保有資産（時価）]

(単位：万円)

	慎也	和葉
金融資産		
預貯金等	1,440	470
株式・債券・投資信託等	350	260
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	1,220	1,220
建物（自宅の家屋）	545	545
その他（動産等）	200	150

[資料2：負債残高]

住宅ローン：1,050万円（債務者は慎也さんと和葉さん）

自動車ローン：100万円（債務者は慎也さん）

[資料3：生命保険]

(単位：万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	慎也	慎也	和葉	2,000	—
変額個人年金保険B	慎也	慎也	和葉	500	500
終身保険C	慎也	慎也	和葉	400	200
終身保険D	和葉	和葉	慎也	300	100

注1：解約返戻金相当額は、現時点で解約した場合の金額である。

注2：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注3：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

④

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算してください。なお、税金は一切考慮しない事とします。

<係数早見表（年利 1.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853

- a) 5年後に 400 万円を用意する目的で、年利 1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいでしょうか。
- b) 借入金額 1,000 万円、利率（年率・複利）1.0%、返済期間 5 年、元利均等返済でローンを組む場合、毎年の返済額はいくらになるでしょうか。
- c) 毎年年末に 100 万円を積み立てるものとし、5 年間、年利 1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、5 年後の合計額はいくらになるでしょうか。
- d) 年利 1.0%で複利運用しながら、5 年間にわたり、毎年年末に 100 万円を受け取りたいなら、受取開始時にいくらの資金があればよいでしょうか。

⑤

東条さんは、2022年3月中に業務外の事由による病気の療養のため休業した日があります。東条さんの勤務状況についての下記<資料>に基づいて、東条さんに支給される傷病手当金の額を計算して下さい。なお、東条さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、記載以外の受給要件はすべて満たしているものとします。

<資料>

[東条さんの3月中の勤務状況]												
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	
出勤	休業	休業	出勤	休業	休業	休業	休業	出勤	休業	休業	出勤	
	▲										▲	
	休業開始日										休業終了日	
[東条さんに関するデータ]												
<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬月額：2021年 4月～2022年 3月 360,000円 上記の休業した日について、給与の支給はない。 上記以外に休業した日はない。 												
[傷病手当金の一当たりの支給額（円未満を四捨五入）]												
$\frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}}{30日} \times \frac{2}{3}$												
10円未満を四捨五入												

「お金の寺子屋」確認テスト① 解答・解説

＜正誤問題＞

- ① 【 × 】 公的年金の受給見込み額を計算するために有しておくべき資格はないため、公的年金の受給見込み額の計算は誰でもできます。
- ② 【 ○ 】 任意後見契約を締結して任意後見人になるために有しておくべき資格はないため、弁護士や司法書士の資格を有しないFPも任意後見人になることができます。
- ③ 【 ○ 】 フラット35の金利は、融資実行時点の金利が適用され、金融機関ごとに異なります。
- ④ 【 ○ 】 日本学生支援機構の奨学金は、返還が困難となった場合、一定の要件のもと、毎月の返還額の減額や返還の猶予を申し出ることができます。
- ⑤ 【 × 】 健康保険の出産手当金は、被保険者が出産のため会社を休んだ場合に、休業1日当たり標準報酬日額の3分の2相当額が、原則として、出産日以前42日間から出産日の翌日以降56日間まで保証される制度です。なお、問題文は、出産育児一時金の説明です。
- ⑥ 【 × 】 健康保険の任意継続被保険者の保険料は、全額被保険者負担です。
- ⑦ 【 ○ 】 健康保険や国民健康保険の被保険者は、75歳になると、後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- ⑧ 【 × 】 公的介護保険の被保険者は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者と、65歳以上の第1号被保険者に区分されます。
- ⑨ 【 ○ 】 同一月内において、公的介護保険の被保険者が支払った介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その上限額を超えた額が高額介護サービス費として支給されます。
- ⑩ 【 × 】 要介護認定を受けた公的介護保険の被保険者の介護サービス計画（ケアプラン）は、被保険者本人が作成することもできます。

<計算問題>

①

700万円-60万円-100万円=540万円です。

②

(ア)

$540 \times (1.01)^3 = 556.36 \dots = 556$ です。

(イ)

$545 - 484 = 61$ です。

(ウ)

$813 \times 1.01 + 298 = 1,119.13 = 1,119$ です。

③

<資産>

預貯金等：1,440万円+470万円=1,910万円

株式・投資信託：350万円+260万円=610万円

生命保険：500万円+200万円+100万円=800万円

土地：1,220万円+1,220万円=2,440万円

建物：545万円+545万円=1,090万円

その他：200万円+150万円=350万円

より、計7,200万円です。

<負債>

住宅ローン：1,050万円

自動車ローン：100万円

より、計1,150万円です。

したがって、純資産=7,200万円-1,150万円=6,050万円となります。

④

a)

減債基金係数を使います。

$400 \text{ 万円} \times 0.196 = 784,000 \text{ 円}$ です。

b)

資本回収係数を使います。

$1,000 \text{ 万円} \times 0.206 = 2,060,000 \text{ 円}$ です。

c)

年金終価係数を使います。

$100 \text{ 万円} \times 5.101 = 5,101,000 \text{ 円}$ です。

d)

年金現価係数を使います。

$100 \text{ 万円} \times 4.853 = 4,853,000 \text{ 円}$ です。

⑤

標準報酬日額（支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額平均額 \div 30） $= 360,000 \text{ 円} \times 12 \div 12 \div 30 = 12,000 \text{ 円}$ です。

傷病手当金は、業務外の事由による病気の療養のため、連続して3日以上休業した場合、休業4日目以降標準報酬日額の3分の2相当額が支払われますから、21日、23日、24日の3日間支払われます。

よって、傷病手当金の額は、 $12,000 \text{ 円} \times 2/3 \times 3 = 24,000 \text{ 円}$ となります。